

京都市上下水道局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成27年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 委託の相手

横浜市都筑区茅ヶ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

株式会社エコシティサービス 代表取締役 古川 一弘

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

東山区、山科区及び伏見区

4 委託の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)